# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
29	川口市 国民健康保険における保健事業の実施に関する 事務 基礎項目評価書

### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

川口市は、国民健康保険における保健事業の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

### 評価実施機関名

埼玉県川口市長

#### 公表日

令和7年11月27日

[令和6年10月 様式2]

## I 関連情報

①部署

②所属長の役職名

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務					
①事務の名称	国民健康保険における保健事業の実施に関する事務				
・国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき健康診査等を行う。 ・住民記録情報状況等により対象者を抽出し受診券を作成、交付する。 ・システムに健(検)診受診結果を登録し、結果の管理を行う。  ①健診対象者の抽出 ②健診受診券の交付及び再交付 ③人間ドック検診料助成金申請書の受理・審査・支払決定 ④健診の受診結果情報の入力及び特定保健指導の階層化 ⑤健診の受診結果に基づく支払決定 ⑥健診未受診者等への受診勧奨 ⑦特定保健指導における保健指導及び支払決定 ⑧特定保健指導以外の保健指導 ⑨糖尿病性腎症重症化予防事業における対象者の抽出及び実施者の決定 ⑩糖尿病性腎症重症化予防事業における保健指導及び支払決定					
③システムの名称	健康管理システム(特定健康診査機能等)、共通基盤システム(庁内連携システム)、特定健診等データ管理システム(国保連合会)				
2. 特定個人情報ファイル:	名				
特定健康診査等ファイル					
3. 個人番号の利用					
・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番第9条第1項 別表44の項 国民健康保険法による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する主務省令(※注)で定めるもの ※注…行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別等 定める事務を定める命令第24条第1項第7号					
国民健康保険法第82条第1項又は第9項の保健事業の実施に関する事務 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携					
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定				
②法令上の根拠	-				
5. 評価実施機関における	担当部署 担当部署				

川口市 保健部 国民健康保険課

国民健康保険課長

6. 他の評価実施機関						
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求						
請求先	川口市(総務部行政管理課情報公開文書係)〒332-8601	川口市青木2-1-1	電話048-258-1641			
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ						
連絡先	川口市(総務部行政管理課情報公開文書係)〒332-8601	川口市青木2-1-1	電話048-258-1641			
9. 規則第9条第2項の適用 [ ]適用した						
適用した理由						

### Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上					
	いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点					
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		<選択肢> [ 500人未満 ] 1)500人以上 2)500人未満					
	いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点					
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		人 [ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし					

## Ⅲ しきい値判断結果

### しきい値判断結果

基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

## Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類						
<選択肢>						
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)						
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[ 十分で	ある ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[ +分で	ある ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ +分でる	ある ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		[ ]委託しない			
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[ 十分で	ある ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や情報提供ネ	ベットワークシステ	ムを通じた提供を除く。) [ 〇 ]提供・移転しない			
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	I	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[ 〇 ]接続しない(入手) [ 〇 ]接続しない(提供)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	]	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			

7. 特定個人情報の保管・消去					
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている		
8. 人手を介在させる作業	]人手を介在させる作業はない				
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[  十分である	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
判断の根拠	特定個人情報を取扱う際は複数人での確認を行い、人為的ミスが発生するリスクへの対策を十分に 行っている。				
9. 監査					
実施の有無	[〇] 自己点検	[ ] 内部	部監査 [ ] 外部監査		
10. 従業者に対する教育・	啓発				
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている	1	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない		
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策	I I	○ ]全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられ る対策	3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策				
**************************************	<ul><li>4) 委託先における不正</li><li>5) 不正な提供・移転が</li><li>6) 情報提供ネットワーク</li><li>7) 情報提供ネットワーク</li></ul>	な使用等のリス・ 行われるリスクへ アシステムを通じ アシステムを通じ い・滅失・毀損リ	れるリスクへの対策 クへの対策 への対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) て目的外の入手が行われるリスクへの対策 で不正な提供が行われるリスクへの対策		
当該対策は十分か【再掲】	<ul><li>4) 委託先における不正</li><li>5) 不正な提供・移転が</li><li>6) 情報提供ネットワーク</li><li>7) 情報提供ネットワーク</li><li>8) 特定個人情報の漏え</li></ul>	な使用等のリス・ 行われるリスクへ アシステムを通じ アシステムを通じ い・滅失・毀損リ	れるリスクへの対策 クへの対策 への対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) て目的外の入手が行われるリスクへの対策 で不正な提供が行われるリスクへの対策		

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	Ⅳリスク対策	_	項目追加	事後	評価書の様式変更であり、重 要な変更には該当しない
令和2年10月22日	I 関連情報-1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務-② 事務の概要	(略) ⑥健診未受診者への受診再勧奨 (略) ⑧特定保健指導以外の保健指導(早期介入) ⑨生活習慣病重症化予防事業における対象者 の抽出及び実施者の決定 ⑩生活習慣病重症化予防事業における保健指 導及び支払決定	(略) ⑥健診未受診者等への受診勧奨 (略) ⑧特定保健指導以外の保健指導 ⑨糖尿病性腎症重症化予防事業における対象 者の抽出及び実施者の決定 ⑩糖尿病性腎症重症化予防事業における保健 指導及び支払決定	事後	文言修正であり、重要な変更 には該当しない
令和5年3月1日	I 関連情報-1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務-② 事務の概要	-	(略) ①医療費分析業務におけるデータ抽出、集計 及び分析	事後	文言追記であり、重要な変更 には該当しない
令和6年3月11日	Ⅱしきい値判断項目-1対象 人数-いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	令和5年4月1日時点	事後	しきい値判断の再実施による 変更であり、重要な変更には 該当しない
令和6年3月11日	IIしきい値判断項目-2取扱者数-いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	令和5年4月1日時点	事後	しきい値判断の再実施による 変更であり、重要な変更には 該当しない
令和7年11月27日	I 関連情報-1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務-② 事務の概要	(略) ①医療費分析業務におけるデータ抽出、集計 及び分析	(略) 削除	事後	文言修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年11月27日	I 関連情報-3. 個人番号の 利用-法令上の根拠	という。) 第9条第1項 別表第1の30の項 国民健康保険法による保険給付の支給、保 険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務 であって主務省令(※注)で定めるもの ※注…番号法別表第1の主務省令で定める事	という。) 第9条第1項 別表44の項 国民健康保険法による保険給付の支給、保 険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務 であって主務省令(※注)で定めるもの ※注…行政手続における特定の個人を識別す るための番号の利用等に関する法律別表の主 務省令で定める事務を定める命令第24条第1	事後	番号法の改正に伴う変更
令和7年11月27日	Ⅱしきい値判断項目-1対象 人数-いつ時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	しきい値判断の再実施による 変更
令和7年11月27日	Ⅱしきい値判断項目-2取扱 者数-いつ時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	しきい値判断の再実施による 変更
令和7年11月27日	IVリスク対策 - 8.人手を介在 させる作業	(なし)	項目追加及び以降の項目の番号ずれ	事後	評価書の様式変更に伴う変更
令和7年11月27日	IVリスク対策 − 11.最も優先 度が高いと考えられる対策	(なし)	項目追加	事後	評価書の様式変更に伴う変更